

進路指導部通信

令和8年5月27日 No.1
青森県立弘前第一養護学校
進路指導部

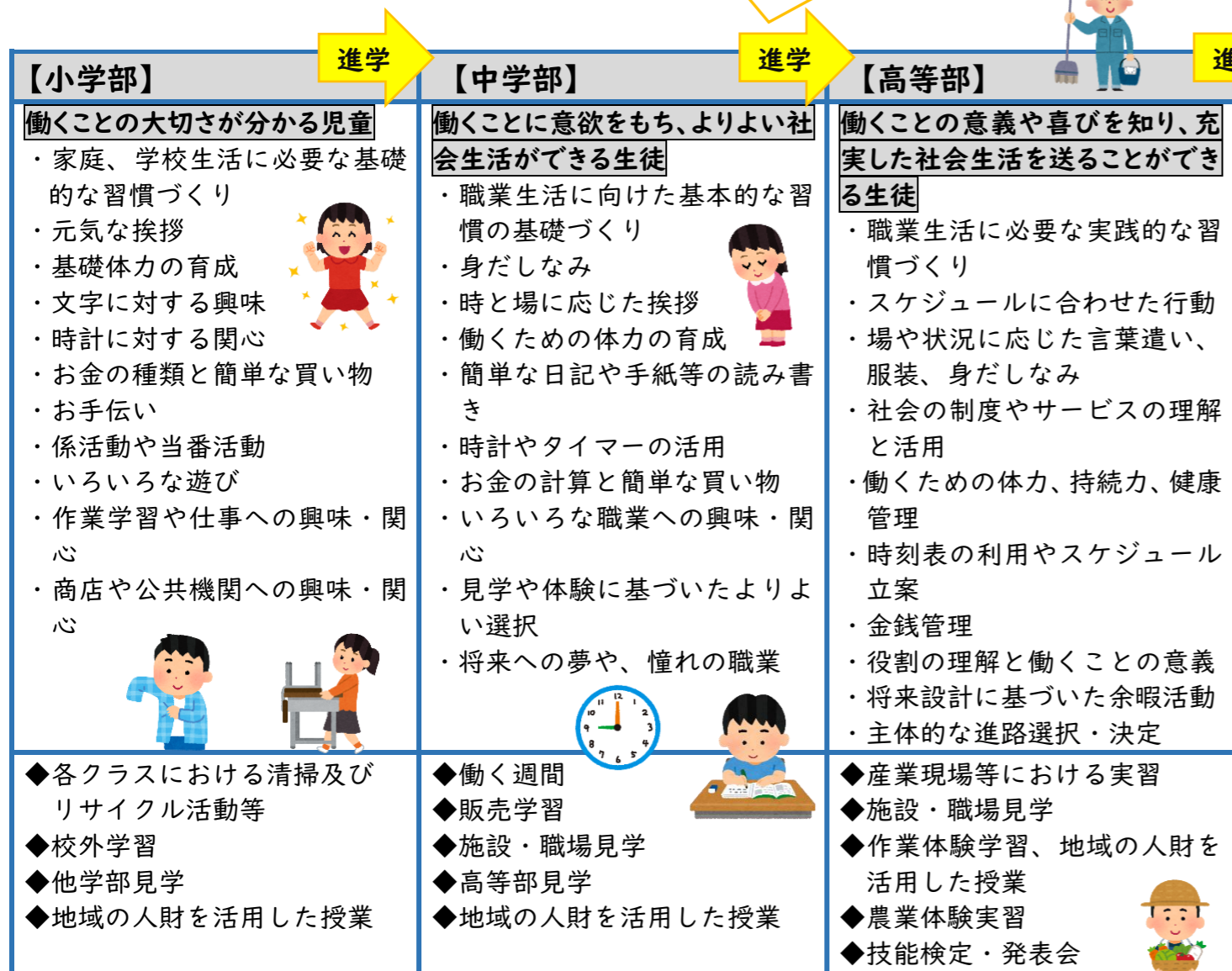
進路指導部通信では、進路に関する各学部の授業や行事の様子、企業・施設情報、障がい福祉サービスに関する情報、関係機関の紹介のほか、「進路についてのアンケート(小・中学部)」「進路希望調査(高等部)」で寄せられた質問事項等を参考に様々な情報提供をしていきます。

第1号は、進路指導に関する全体構想をご紹介します。学校での日々の学習が進路指導と密接に関わっており、小学部からの積み重ねが大切であることのほか、高等部卒業後の進路選択についての概要をご覧ください。

本校における進路指導

～小・中・高の一貫した進路指導～

他校高等部へ進学するという選択肢もあります。



【進学】
青森県立障がい者職業訓練校
宮城障がい者職業能力開発校 等

【支援機関】
公共職業安定所(ハローワーク)
障がい者就業・生活支援センター(なかぼつセンター)
青森障がい者職業センター
高齢・障害・求職者雇用支援機構
つがる地区障がい者就労支援連絡会(さくらジョブネット)
弘前市障がい者生活支援センター
各相談支援事業所

卒業後の生活

<p>【一般就労】</p> <p>一般企業 公共機関</p> <p>会社</p>	<p>【福祉サービスの利用】</p> <p>就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 自立訓練 生活介護</p>
---	---

<p>【医療】 各医療機関等</p>	<p>【障がい者手帳等の手続き・相談】 弘前市障がい福祉課、各市役所、各町村役場、中南児童相談所</p>	<p>【障がい者施設等】 入所施設、グループホーム、地域生活支援事業(相談支援事業、日中一時支援事業等)</p>	<p>【学校】 フォローアップ支援、保護者との連携、情報交換、家庭への支援、学校行事への招待、関係機関との連携、卒業生と親の会(ひまわりの会)</p>
-------------------------------	---	---	--

弘前市就労支援事業所ガイドブック

弘前市の就労支援事業所が掲載されているガイドブックを紹介します。

下記のように「就労移行支援事業所」「就労恵贈支援 A 型事業所」「就労継続支援 B 型事業所各事業所」の情報を確認することができます。URL 又は QR コードから確認ができます。弘前市以外の市町村と生活介護の事業所は掲載されておりませんのでご注意ください。



<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/shinshin/R6.10guidebook.pdf>

就労選択支援について

就労選択支援制度は、障がいのある方がその人自身の希望や適性、能力に合った働き方や就労支援サービスを選択できるようサポートする、障がい福祉サービスの一つです。この制度は、障害者総合支援法に基づいて定められており、2022 年の法改正によって新設されました。就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することで、障がいのある方がより主体的に、そして説明を受けたうえでの選択を行えるよう支援することを目的としています。




本校の動きについて

令和 8 年度は、就労継続支援 B 型事業所を希望する 3 年生のみを対象とし、前期の産業現場等における実習先において、就労選択支援事業所が外向いてアセスメントを行います。

令和 9 年度は、就労継続支援 A 型も対象に加わり、就労選択支援を受ける対象者が拡大する予定です。また、令和 8 年度後期からは、A 型・B 型を希望する 2 年生も就労選択支援を受けられる予定ですが、詳細については現在未定です。分かり次第、改めてお伝えします。

就労選択支援事業所情報

現在、中南地区には 3 つの就労選択支援事業所があります。

社会福祉法人健誠会 多機能型事業所 いわきの里		
所在地等	〒036-1202 弘前市大字十面沢字響 122-9 TEL 0172-93-3666 https://kensei-yume.jp/iwakinosato/index.html	
社会福祉法人ほほえみ 就労選択支援 カリフラワー		
所在地等	〒036-0162 平川市館山前田 80-1 TEL 0172-44-0033 https://hohoemi-aomori.com/	
株式会社アイソーリンク		
所在地等	〒036-8326 弘前市藤野二丁目 10-4 TEL 050-3092-4555 https://aitsulink.info/	

就労選択支援を利用する流れ

施設利用に関する手続き等	担当者
①電話連絡 ・お住まいの市町村担当課に保護者から電話し、おこさんが卒業後に B 型事業所を利用希望であり、3 年生で就労選択支援を利用したい旨を伝え、申請する日時を予約する。	保護者
②申請 ・予約した日に、市町村担当課に行き、利用申請をする。	生徒・保護者
③聴き取り（認定調査と同様の内容） ・利用申請後、障がいの状況について調査を受ける。	市町村担当課 生徒・保護者
④（就労選択支援を利用するための）計画案作成依頼 ・保護者は、サービス等利用計画書の提出依頼書を受け取り、相談支援事業所にサービス等利用計画書の作成を依頼する。	保護者 相談支援
⑤就労選択支援事業所と打合せ ・保護者は、決定した就労選択支援事業所に電話連絡し、面談及びサービス利用契約の日程を相談する。	生徒・保護者 就労選択支援
⑥計画案を市町村担当課に提出 ・相談支援事業所は、市町村担当課にサービス等利用計画書を提出する。	相談支援 市町村担当課
⑦就労選択支援支給決定（原則 1 ヶ月間の設定） ・就労選択支援の支給が決定し、支給決定通知と受給者証を発行する。	市町村担当課
⑧就労選択支援の実施 ・アセスメント実施前に、相談支援事業所（又は就労選択支援事業所）は、サービス担当者会議を開催し、本人・保護者は必ず出席する。保護者は、受給者証を就労選択支援事業所に提示する。 ・本人は、就労選択支援事業所の計画により、10 日間程度のアセスメントを受ける。現場実習と併せて実施する場合もある。 ・アセスメント実施後、就労選択支援事業所は、多機関連携によるケース会議を開催し、本人・保護者、学校、相談支援事業所等は出席する。就労選択支援事業所は、アセスメント結果を共有し、説明を行い、結果を市町村担当課に提出する。	生徒・保護者 相談支援 就労選択支援 学校
⑨進路希望先の利用の内諾 ・後期実習後、本人・保護者は進路先及び利用曜日等を定める。学校から進路希望先へ連絡し、卒業後の利用の内諾を得る。	生徒・保護者 学校 （進路先）
⑩（就労継続支援 B 型等を利用するための）計画案作成依頼 ・進路先の内諾を得たら、保護者は改めて市町村担当課へ申請する（市町村担当課からアセスメント結果の提出を求められた場合は提供する）。サービス等利用計画書の提出依頼書を受け取り、相談支援事業所にサービス等利用計画書の作成を依頼する。	保護者 市町村担当課 相談支援 （進路先）
⑪計画案を市町村担当課に提出（相談支援事業所がサービス等利用計画書を提出する）	相談支援 市町村担当課
⑫支給決定 ・市町村担当課は、障がい福祉サービスの支給を決定し、決定通知書と受給者証を発行する。	市町村担当課
⑬移行支援会議	全ての関係先
その他 愛護手帳の再判定は、障がい福祉サービスの申請とは別に行う必要があります。ご注意ください。	